

「国家資格等情報連携・活用システムに係る運用保守業務（令和8年度）」調達仕様書（案）等に対する意見について

項番	種類 (注)	該当資料名	頁数	章番号等	仕様書等の記載内容	意見又は修正案の内容	意見又は修正案の提出理由	回答
1	確認・質問	調達仕様書	6	イ 本業務の対象システム	各種 CSV データ登録補助ツール 受験者室割票写真出力ツール デジタル証の検証サイト 署名付与ツール	ツールについて、利用している技術や仕組み等の詳細をお伺いさせていただきます。（システム構成、使用しているサービス、プログラミング言語等）	本体システム外で構築されているツール類の詳細を把握するため。	ご意見を踏まえ、本システムで使用するツール等の詳細については、資料閲覧に供することとします。
2	確認・質問	調達仕様書	10	表 5 関連する調達案件の一覧	国家資格等情報連携・活用システムの改修等に係る設計・開発等業務(令和8年度)	令和8年度に並行して調達予定の設計・開発業務と本調達との役割分担について、想定をお伺いさせていただきます。（資格管理団体の追加に伴う作業、設計書・ソースコードの管理、環境へのデプロイ作業等）	別調達となる業務との役割分担・接続ポイントを詳細に把握するため。	本調達の範囲は次の通りです。例示いただいた役割に係る役割分担は大きくは次の通りです。 ○資格管理団体の追加に伴う作業 → 接続確認環境、本番環境などデジタル庁が管理するシステム環境への設定反映作業やデータ移行作業は原則として本調達のスコープとなります。 ○設計書・ソースコードの管理 → デジタル庁が管理するシステム環境へ適用される資材の管理は漏れなく本調達のスコープとなります。 ○環境へのデプロイ作業 → 前述の通り、本調達スコープとなります。
3	確認・質問	調達仕様書	14	(3) サービスレベルに関する事項	受注者が達成すべき SLA 及び目標とすべき SLO について、「表 7 サービスレベル目標の管理方針」及び「表 8 サービスレベル目標（案）」を参考に、受注後3カ月を調整期間とし、当庁と協議の上で策定すること。	SLOとSLAの違いについて確認させていただきます。特にSLAを最終的に満たせなかった場合、契約上ペナルティが課されることがあり得るでしょうか。	調達条件を明確にするため。	SLAは運用保守事業者が必ず遵守すべき最低限のサービスレベルを定めたものです。また、SLOは必達とはしないものの、本来遵守することが望ましいサービスレベルとなります。特に、SLAに定めた事項のうち、遵守できない事項が生じた場合には、当該SLAが未達となった原因と達成に向けた改善策を提案、実行いただき、早期に改善いただく必要がございます。
4	確認・質問	調達仕様書	6	イ 本業務の対象システム	-	本システムにおいて使用されているソフトウェア、サービスの一覧をご提供頂けますでしょうか。また当該ソフトウェア、サービスの保守業務が本調達の役務に含まれるかご教示ください。	ソフトウェア・サービス提供が必要な場合に、その費用を正確に算定するため。	ご意見を踏まえ、本システムで使用するソフトウェア等の詳細については、資料閲覧に供することとします。

項番	種類 (注)	該当資料名	頁数	章番号等	仕様書等の記載内容	意見又は修正案の内容	意見又は修正案の提出理由	回答
5	確認・質問	調達仕様書	12	(2) 運用・保守業務	-	運用保守作業ごとの現在の業務量をご教示ください。	運用保守作業の業務量を正確に把握する事で、作業工数等の見積精緻化につなげるため。	ご意見を踏まえ、本システムの運用保守作業に係る業務量等の詳細については、資料閲覧に供することとします。
6	要望	調達仕様書	5 18	1 調達案件の概要 (4) 業務・情報システムの概要 ア 本システムの概要 イ 本業務の対象システム  3 作業の実施内容 (4) その他事項について  他	図 1-2 国家資格等情報連携・活用システム概要図  表 2 本業務に関連する対象システムの範囲	物理サーバー（オンプレミス機器）について、本調達の範囲から除外をお願いできますでしょうか。	クラウドと物理サーバーの運用保守においては、その専門性等において分割して発注した方が、それぞれの業務の専門性が発揮できると考えるため。	ご意見については、内部でも検討いたしました。が、現行の調達仕様とさせていただきます。
7	要望	調達仕様書	12	3 作業の実施内容 (2) 運用・保守業務	エ 調達時点で想定する運用保守関連業務一覧について、「運用保守基本設計書_別紙_運用保守作業項目一覧」を参照すること。	各作業への具体的な想定流量の記載は可能でしょうか。	作業の正確な見積のため。	ご意見を踏まえ、本システムの各作業の想定流量等の詳細については、資料閲覧に供することとします。
8	要望	調達仕様書	13	3 作業の実施内容 (2) 運用・保守業務 ク	運用保守管理室を設置する建物は、日本国内に所在し、設定作業等において、当庁担当者が立ち会う場合に当庁から通常の公共交通機関を利用して2時間以内に到着できる場所とすること。	以下へ修正することは可能でしょうか。  運用保守管理室を設置する建物は、日本国内に所在し、設定作業等において、当庁担当者が立ち会う場合に当庁から通常の公共交通機関を利用して3時間以内に到着できる場所とすること。	たとえば、本システムの利用者からの問い合わせ対応を行う拠点を第三者委託することを想定した場合、その拠点を関西圏とする可能性があります。関西圏には大手SIer、クラウドベンダー、データセンター事業者が拠点を構えており、専門人材の採用・確保が容易であることに加え、東京に比べてオフィス賃料・人件費が低いいため、運用コストの抑制が期待できます。	ご意見については、内部でも検討いたしました。が、現行の調達仕様とさせていただきます。